

兵庫県公報

令和6年7月1日 月曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

公安委員会告示	ページ
○ 遊泳区域の指定	1

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第153号

水難事故等の防止に関する条例（平成7年兵庫県条例第8号）第7条第1項の規定に基づき、遊泳区域を指定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年7月1日

兵庫県公安委員会
委員長 澤田 隆

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間	管轄警察署
大蔵海岸海水浴場	明石市大蔵海岸通1丁目	明石市大蔵海岸通1丁目地先の海域で、大蔵海岸海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和6年7月13日から同年8月25日までの間	明石警察署